

根室市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供し、その事業活動を促進するとともに、雑誌資料の拡充と購入のための財源を確保し、市民に対する図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌の購入費を負担し、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナーに配架するものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、当該雑誌の最新号カバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供することができる。
- 3 雑誌の調達は教育委員会が行い、配架位置並びに保存及び廃棄については教育委員会が決定するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業及び商店、公共的団体又はこれに類するものを対象とし、個人を対象としない。

- 2 雑誌スポンサーは、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当する事業を行うもの
- (5) 税金等滞納しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象とすることが適当でないと教育長が認めるもの

(広告の内容)

第5条 広告の内容は、公共性、社会的信頼性を損なわないよう十分配慮するとともに、次の各号のいずれにも該当しないものとする。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に違反するもの
- (4) ギャンブルに関係するもの

- (5) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
 - (6) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係するもの
 - (7) 必要以上に市民に購買意欲をそそる内容であるもの
 - (8) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 売名行為及びこれに類する内容のもの
 - (11) 暴力団、その他反社会的団体が関与しているもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか図書館を活用した広告として適切でないとして教育長が判断したもの
- (広告の規格等)

第6条 広告の規格及び位置等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面側

縦5センチメートル×横15センチメートルの範囲内とし、貼付位置はカバー底辺より10センチメートル程度上部の中央付近とする。

- (2) 雑誌カバーの裏面側

雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(雑誌の選定)

第7条 雑誌スポンサーは、教育委員会が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

- 2 同一雑誌について、複数の雑誌スポンサーより雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

(広告の掲出期間)

第8条 広告の掲出期間は、原則1年間(4月1日から翌年3月31日)とし、年度途中の場合は、教育長が雑誌スポンサーを決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーと協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

- 2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

- 3 雑誌スポンサーからの年度途中での契約解除は認めない。

(申込み)

第9条 雑誌スポンサーの申込みを希望するものは、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出するものとする。

- (1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

- (2) その他教育長が必要と認める書類

(決定及び覚書の締結)

第10条 教育長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査し、雑誌スポンサーの可否を決定し、雑誌スポンサー制度(認定・不認定)通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

- 2 雑誌スポンサーに認定された者は、教育長と雑誌スポンサー制度に関する覚書(様式第3号)を締結するものとする。

(雑誌購入代金の支払い及び納入)

第11条 雑誌スポンサーが提供する雑誌の購入費は、当該雑誌スポンサーが納入業者に直接支払うものとする。

2 支払いは、一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 提供雑誌が当該掲出期間中に休刊、廃刊等となった場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振替えるものとする。

4 提供雑誌は、納入業者が図書館に納入する。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

根室市図書館雑誌スポンサー申込書

根室市教育委員会教育長 様

住 所 〒

（ 商号又は名称 ）

名前（代表者名） ㊞

根室市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
 なお、申し込みにあたり、以下の事項を誓約するとともに、根室市の市税等の納付状況を市が確認することに同意します。

- 1 この申込書及びその添付資料については、事実と相違ありません。
- 2 根室市図書館関係法規を遵守します。
- 3 覚書を提出します。
- 4 税金等の滞納はありません。

記

希望する提供雑誌名	第 1 希望
	第 2 希望
	第 3 希望
提供希望期間	年 月 発刊分 ～ 年 3月 発刊分
担当者氏名及び連絡先	
※ 添付書類 根室市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に定める資料 ・ 広告図案 1 部 ・ 法人・団体の場合は、会社概要等、業種が判別できる資料 1 部	

（注） 提供雑誌の決定については、原則先着順とします。

様式第2号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

根室市教育委員会教育長 ⑩

根室市図書館雑誌スポンサー（認定・不認定）通知書

「根室市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」第10条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

次に掲げる雑誌スポンサーに認定します。

雑誌スポンサーの名称	
提供を受ける雑誌の名称	
雑誌受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日

雑誌スポンサーに認定しません。

理由	
----	--

覚 書

根室市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、根室市図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「」の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、乙の広告を当該カバーに掲載する。ただし、広告の内容等について乙は事前に甲と協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は原則として1年間（4月1日～3月31日）までとし、年度途中の場合は、甲が広告掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーと協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

2 期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。

乙は、納入業者から請求を受けたときは、指定された期日までに支払うものとする。

2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込手数料は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 根室市常盤町2丁目27番地
氏 名 根室市教育委員会
教育長 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

□ 広告の規格イメージ (第6条関係)

1 スポンサー名の表示 (最新号閲覧用カバー表面の表示例)

- (1) 規格 縦 5 cm × 横 15 cm
- (2) 貼付位置 雑誌表面
雑誌カバー底辺から10 cm程度の上部中央
- (3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさにより調整することがある。

15 cm以内

5 cm
以内



2 広告イメージ (広告表示例)

- (1) 規格 雑誌の縦横の寸法未満
- (2) 貼付位置 雑誌裏面

